

令和7年度 第3回  
各務原市国民健康保険運営協議会  
会 議 資 料

日 時 令和8年2月16日（月）午後1時30分～

場 所 各務原市役所 4階 会議室4-3、4-4

各務原市国民健康保険



## 各務原市国民健康保険運営協議会 次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 副市長あいさつ

4. 諮問

5. 会議録署名者の指名

6. 協議事項

議 題 1. 令和 8 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について

議 題 2. 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

7. その他

【議題1】令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)について

No.1

(歳入)

(単位:千円)

科 目				8年度予算額	7年度予算額	伸び率
款	項	目	節			
1	国民健康保険料			2,645,130	2,640,620	0.17
	1	国民健康保険料		2,645,130	2,640,620	0.17
		1	一般被保険者保険料	2,645,130	2,640,620	0.17
			1 現年度分	2,583,608	2,579,582	0.16
			医療給付費分	1,734,046	1,776,539	-2.39
			後期支援分	584,884	585,690	-0.14
			介護納付金分	204,454	217,353	-5.93
			子ども支援分	60,224	0	-
			2 滞納繰越分	61,522	61,038	0.79
2	使用料及び手数料			301	1,002	-69.96
3	国庫支出金			50	50	0.00
4	県支出金			8,927,970	9,133,459	-2.25
	1	県補助金		8,927,970	9,133,459	-2.25
		1	保険給付費等交付金	8,890,077	9,095,943	-2.26
			1 普通交付金	8,726,630	8,970,689	-2.72
			2 特別交付金	163,447	125,254	30.49
			保険者努力支援分	57,502	56,616	1.56
			特別調整交付金分	12,437	9,877	25.92
			県繰入金(2号分)	67,470	33,437	101.78
			特定健診等負担金	26,038	25,324	2.82
		2	国庫負担金減額措置対策費補助金	37,893	37,516	1.00
5	財産収入			2,000	1,150	73.91
6	繰入金			1,142,184	1,251,189	-8.71
	1	他会計繰入金		814,105	839,595	-3.04
		1	一般会計繰入金	814,105	839,595	-3.04
			1 事務費繰入金	87,700	101,006	-13.17
			2 保険基盤安定繰入金	641,154	649,837	-1.34
			保険料軽減分	396,206	411,957	-3.82
			保険者支援分	244,948	237,880	2.97
			3 出産育児一時金等繰入金	0	20,000	-100.00
			4 財政安定化支援事業繰入金	41,920	42,730	-1.90
			5 その他繰入金	36,504	18,889	93.26
			6 未就学児均等割保険料繰入金	6,057	6,351	-4.63
			7 産前産後保険料繰入金	770	782	-1.53
		2	基金繰入金(財政調整基金)	328,079	411,594	-20.29
7	繰越金			100,000	100,000	0.00
8	諸収入			13,000	17,000	-23.53
			歳入合計	12,830,635	13,144,470	-2.39

(歳出)

(単位:千円)

科 目				8年度予算額	7年度予算額	伸び率
款	項	目	節			
1	総務費			92,711	103,208	-10.17
2	保険給付費			8,734,630	9,003,789	-2.99
	1	保険給付費		8,734,630	9,003,789	-2.99
		1	保険給付費	8,734,630	9,003,789	-2.99
			療養給付費	7,414,978	7,718,928	-3.94
			療養費	76,538	83,272	-8.09
			高額療養費	1,174,669	1,131,733	3.79
			高額介護合算療養費	3,000	2,000	50.00
			移送費	200	200	0.00
			審査支払手数料	25,732	28,043	-8.24
			出産育児一時金	30,013	30,013	0.00
			葬祭費	9,500	9,500	0.00
			傷病手当金	0	100	-100.00
3	国保事業費納付金			3,617,238	3,645,086	-0.76
	1	国保事業費納付金		3,617,238	3,645,086	-0.76
		1	国保事業費納付金	3,617,238	3,645,086	-0.76
			医療給付費分	2,442,871	2,524,814	-3.25
			後期高齢者支援金等分	814,475	840,526	-3.10
			介護納付金分	277,791	279,746	-0.70
			子ども支援金分	82,101	0	-
4	保健事業費			186,056	192,387	-3.29
	1	特定健康診査等事業費		89,100	92,350	-3.52
		1	特定健康診査等事業費	89,100	92,350	-3.52
			特定健康診査事業費	79,996	83,204	-3.86
			特定保健指導事業費	9,104	9,146	-0.46
	2	保健事業費		96,956	100,037	-3.08
		1	保健事業費	96,956	100,037	-3.08
			趣旨普及事務費	6,985	10,601	-34.11
			生活習慣病予防健診事務費	85,840	85,151	0.81
			保健事業給与費	4,131	4,285	-3.59
5	諸支出金			100,000	100,000	0.00
6	予備費			100,000	100,000	0.00
			歳 出 合 計	12,830,635	13,144,470	-2.39

## 【議題2】各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

国の制度変更に基づき、各務原市国民健康保険条例を改正するものです。  
制度変更は以下の3点です。

### 1. 子ども・子育て支援金制度の創設(条文等省略)

国民健康保険料の算定項目に「子ども・子育て支援納付金」を新たに追加し、保険料率や賦課限度額等に関する規定を整備するものです。

#### ◎子ども・子育て支援金制度の概要

<子ども・子育て支援金制度とは>

全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

<支援金の開始時期・拠出方法について>

令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきます。

国民健康保険の場合、令和8年6月の支払いから子ども子育て支援金分を拠出いただくこととなります。

<加入者一人当たりの支援金額見込み>

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全制度平均	250円/月	350円/月	450円/月
国民健康 保険	<u>250円/月</u> 世帯当たり350円	300円/月 世帯当たり450円	400円/月 世帯当たり600円

## 2. 保険料賦課限度額の引き上げ(第13条の6の12関係)

高所得者により多く負担いただくことで、中間所得者層の被保険者の負担に配慮した保険料の見直しを行うものです。

保険料の区分	改正前	改正後	増額
医療分(基礎)	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>	1万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	—
介護納付金分	17万円	17万円	—
合計	<u>109万円</u>	<u>110万円</u>	1万円

(子ども支援金分の新設によるもの)

保険料の区分	改正前	改正後	増額
子ども支援金分(新設)	—	<u>3万円</u>	3万円
既存分との合計	<u>109万円</u>	<u>113万円</u>	4万円

## 3. 軽減判定所得の引き上げ(第19条関係)

物価上昇の影響等を踏まえ軽減判定所得の基準を引き上げるものです。

5割 軽減	<u>43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(30.5万円×世帯人数)以下</u>
	↓
	<u>43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(31万円×世帯人数)以下</u>
2割 軽減	<u>43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(56万円×世帯人数)以下</u>
	↓
	<u>43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円+(57万円×世帯人数)以下</u>